

宇土市

償却資産(固定資産税)申告の手引き

固定資産税は、土地、家屋のほかに「償却資産」についても課税されます。宇土市内に事業用の償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況について申告していただく必要があります。

つきましては、この手引きをご覧ください、申告書等を作成の上、提出をお願いします。

●提出期限 毎年1月末まで

●提出方法

「郵送」又は「^{エルタックス}eLTAX」

※郵送等ができない場合、窓口での対応も可能です。

※受付印を押印した申告書の控えの返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。なお、同封されていない場合は控えを返送できませんので、ご了承ください。

宇土市役所 税務課 固定資産税係へ提出してください。

☆インターネットを利用した電子申告（^{エルタックス}eLTAX）を利用することもできます。

詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

【内容に関する問合せ先】

宇土市役所 税務課 固定資産税係

TEL：0964-22-1111（内線511・512）

《郵送先》

〒869-0492

熊本県宇土市浦田町51

宇土市役所 税務課 固定資産税係 行



郵送で申告書を提出される場合は、このラベルを切り取って、宛名として封筒に貼り付けてご利用ください。

《目次》

1 償却資産とは	
（1）償却資産とは	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
（2）償却資産の範囲	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～2
（3）償却資産の種類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
（4）業種別の主な償却資産の例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～3
2 償却資産の申告について	
（1）申告していただく方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
（2）申告期限	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
（3）申告内容及び提出書類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
（4）提出先	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
（5）マイナンバーの確認について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～5
3 申告にあたっての注意点	
（1）取得価額について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
（2）非課税となる資産	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
（3）課税標準の特例を受ける資産	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
（4）中古資産の耐用年数	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6～7
（5）耐用年数が経過し償却済となった資産	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
（6）大型特殊自動車について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～8
（7）家屋と償却資産の区分	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
（8）国税との主な相違点について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8～9
4 償却資産の評価と課税について	
（1）納税義務者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（2）価格の決定	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（3）税額の計算方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（4）免税点	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（5）減価率及び減価残存率一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10～11
5 その他の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

例えば、法人や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている土地・家屋以外の構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具・器具・備品は、償却資産となります。

(2) 償却資産の範囲

申告対象となる資産

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が対象です。また次に挙げる資産も申告が必要になります。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② 償却済みの資産（事業用に使用している場合は申告が必要です。）
- ③ 簿外資産
- ④ 遊休資産・未稼働資産
- ⑤ 赤字決算のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ⑥ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑦ 福利厚生のために供する資産
- ⑧ 賃貸人（テナント）等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 租税特別措置法により、中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入した資産
- ⑪ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（普通自動車、軽自動車や小型特殊自動車に該当しているトラクター、フォークリフトなど）
- ② 生物（観賞用・興行用及びこれらに準ずる用は除く）
- ③ 無形固定資産（ソフトウェア、商標権、漁業権、特許権、営業権など）
- ④ 耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）
- ⑤ 書画骨董（ただし、複製品など単に装飾目的で使用されるものは除く）
- ⑥ 繰延資産（創業費、開発費など）
- ⑦ 棚卸資産（ただし、事業の用に供することができ、本来は減価償却資産として経理されるべきものは除く）
- ⑧ 法人税法64条の2第1項・所得税法67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ⑨ 法人税法施行令第133条の2第1項・所得税法施行令第139条第1項に規定する取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの
- ⑩ 法人税法施行令第133条・所得税法施行令第138条に規定する取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの

【別表 法人税法・所得税法等の規定により減価償却を行った資産の申告について】

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外			
3年一括償却	申告対象外			
リース資金（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
中小企業特例	申告対象			
個別減価償却	申告対象			

(3) 償却資産の種類

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構 築 物	駐車場等の舗装、緑化施設、屋外給排水管、広告塔、門、塀、フェンス、外構、擁壁、庭園、橋、畦畔、暗渠排水工事、調整池、ビニールハウス
	建 物 附 属 設 備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備、厨房設備 家屋の所有者と異なる賃借人（テナントの方）が店舗等に取り付けた外壁、内壁、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備
2	機 械 ・ 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械（ブルドーザー、油圧ショベル、クレーン等）農機具関係機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備
3	船 舶	釣船、漁船、作業船、貨物船、一般船舶、ヨット、ボート、遊覧船
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車 両 ・ 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」のもの）、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く）、農耕作業用自動車は、最高速度が35km/h以上のもの ※小型特殊自動車に該当する農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラ（ロールベラー、トレーラなど）は、償却資産の申告は不要です。
6	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	テレビ、冷蔵庫、机、椅子、応接セット、エアコン、ファックス、パソコン、ロッカー、金庫、コピー機、陳列ケース、看板、各種工具

(4) 業種別の主な償却資産の例

資産の種類	主な償却資産の例示
共 通	倉庫（基礎なし）、舗装路面、庭園、門、塀、外構、フェンス、太陽光発電設備、ネオンサイン、簡易間仕切り、緑化設備、駐車場設備、受変電設備、中央監視制御装置、広告塔、外灯、LAN 設備、応接セット、看板、ロッカー、キャビネット、コピー機、テレビ、エアコン、金庫、事務机、椅子、ファックス、パソコン、レジスター
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ、音響機器、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、日よけ
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、赤外線灯、看板、サインポール、ポールボーラー
公 衆 浴 場	井戸、ボイラー、動力ポンプ、モーター、ロッカー、受変電設備、サウナ、露天風呂施設
医 療 ・ 薬 局 業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診断用ユニット、投影器、光学検査機器、顕微鏡、冷蔵庫、洗濯設備

小 売 業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、冷蔵庫（室）、冷凍機、自動販売機、看板
製 造 業	舗装設備、製造ライン装置一式、受変電設備、動力配電設備（屋内照明用除く）、リフト
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャンピー（事務所と接していないもの）、油水分離装置
土 木 建 設 業	ラフタークレーン等大型特殊自動車（P3 参照）、油圧ショベル等建設機械、レベル、トランシット、エアマン、発電機、溶接機等の機械装置及び器具
駐 車 場 業	柵、屋外照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金自動計算装置
不動産貸付業	屋外の給排水設備等、ルームエアコン、駐車場の舗装、外構一式、自転車置場
農 業	ビニールハウス、選別機、脱穀機、消毒機、洗浄機、かくはん機、コンベアー、井戸、動力噴霧器、乾燥機、管理機、水槽、サイロ、給餌機、搾乳設備 ※小型特殊自動車に取り付ける直装式作業機（ロータリーやハローなどのアタッチメント）は、償却資産の申告は不要です。
漁 業	漁船、船外機、巻上機、漁網、いけす、海苔すき機、海苔乾燥機、レーダー、無線機

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

個人・法人を問わず、飲食店や工場の経営、農業、漁業、不動産業など事業を行っているすべての方が対象となります。

(2) 申告期限

毎年1月末まで

(3) 申告内容及び提出書類

① はじめて申告される方

対象となる資産	1月1日現在、宇土市内に所有する対象資産すべてを申告してください。
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当資産が僅少の場合も申告書は必ず提出してください。 所有する償却資産がない場合は、備考欄に「該当資産なし」と記入して申告書のみを提出してください。

② 前年度申告された方

対象となる資産	前年1月2日から本年1月1日の間に増加・減少した資産。 上記以前に取得した資産で、申告漏れ等のあった資産。
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）→増加資産ありの場合 ③種類別明細書（減少資産用）→減少資産ありの場合
その他	前年中に資産の移動がなかった場合でも、申告書の備考欄に「資産の増減なし」と記入し、申告書は必ず提出してください。 また、事業所の解散、廃業、社名・住所変更等をされた場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し提出してください。

(4) 提出先

直接窓口にご持参されるか、「郵送」又は「^{エルタックス}eLTAX」で提出をお願いします。

※申告書の控えが必要な方は、事前に申告書をコピーしてください。

※受付印を押印した申告書の控えの返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。なお、同封されていない場合は控えを返送できませんのでご了承ください。

〒869-0492

熊本県宇土市浦田町51

宇土市役所 税務課 固定資産税係 宛

☆インターネットを利用した電子申告（^{エルタックス}eLTAX）を利用することもできます。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

(5) マイナンバーの確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告書にマイナ

ンバー（個人・法人番号）の記入をお願いいたします。

個人事業者の方は、番号法（第16条）に基づくマイナンバー（個人番号）の確認、及び申告者の本人確認をします。なお、法人事業者の方は、番号確認及び本人確認は不要です。

①マイナンバー（個人番号）の記載について

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「3 個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号又は法人番号を右詰めで記載してください。

②本人確認資料の添付（提示）について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

本人又は代理人のいずれかが申告書を提出する場合、下記の(a)又は(b)に応じた本人確認資料の写し（コピー）を、申告書に添付していただくようお願いいたします。

税務課窓口で申告書を持参される場合は、本人確認資料の提示だけで結構です。

なお、個人番号の記載がない場合は、本人確認資料の添付（提示）は必要ありません。「④その他」によりそのまま受理いたします。

(a) 本人が申告書を提出する場合

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードを持っていない場合	
番号確認と身元確認が、個人番号カード1枚で可能です。	以下のもので、番号確認と身元確認を行います。 <番号確認> 以下のいずれか1つ ・通知カード ・住民票(マイナンバー付き)等	<身元確認> 以下のいずれか1つ ・運転免許証 ・パスポート ・市が送付した償却資産申告書(印字されたもの)等

※個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーを記載したICカードです。申請手続きをしていただくことで、平成28年1月以降、交付を受けることができます。

(b) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認 (以下のいずれか)	代理人の身元確認 (以下のいずれか)	代理人の代理権確認 (以下のいずれか)
本人の個人番号カード 本人の通知カード 本人の住民票(マイナンバー付き)等	代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	税務代理権限証書 委任状 本市が送付した償却資産申告書(印字されたもの)

③電子申請(eLTAX)で申告書を提出する場合

電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は必要ありません。

④その他

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等で本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載は無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

3 申告にあたっての注意点

(1) 取得価額について

償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

- ・購入した償却資産については、その購入代価（運搬費等の付帯費の額を含む）
- ・自己の製作、製造等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務費および経費の額（運搬費等の付帯費の額を含む）

※これらが取得時において通常支出すべきと認められる額と著しく相違する場合においては、通常支出すべき金額によります。

※圧縮記帳の制度は固定資産税では認められません。圧縮前の価額が取得価額となります。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する償却資産は非課税となりますが、申告は必要ですので、忘れずに申告してください。

(3) 課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条各項及び第64条の規定に該当する資産を取得された場合は、「償却資産申告書」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の備考及び摘要欄に該当条項を記入し、添付書類（届出書・許認可書などの写し）と共に提出してください。下記の表以外にも特例対象資産があります。詳しくはお問い合わせください。

※課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

規定		対象資産	適用期間	特例率	添付書類
法第349条の3	第5項	内航船舶	期限なし	1/2	船舶検査証・船籍票・登録票の写し等
本法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	期限なし (R8.3.31までに取得)	1/2	特定施設設置届出書(使用、変更)の写し等
	第2項第5号	公共下水道除害施設	期限なし (R8.3.31までに取得)	4/5	排水設備新設等計画確認通知書・排水設備検査済証の写し等
	第25項第1号イ	太陽光発電 (1,000kW未満)	3年間 (R8.3.31までに取得)	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助による補助を受けていることがわかるもの ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外
	第25項第3号イ	特定太陽光発電設備 (1,000kW以上)	3年間 (R8.3.31までに取得)	3/4	
	第26項第1号ロ	風力発電 (20kW以上)	3年間 (R8.3.31までに取得)	2/3	固定価格買取制度に係る認定通知書の写し
	第26項第3号ロ	特定風力発電設備 (20kW未満)	3年間 (R.8.31までに取得)	3/4	

(4) 中古資産の耐用年数

耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積もって耐用年数とすることができます。その場合については、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。

なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

法定耐用年数の全部を経過	→	法定耐用年数×0.2
法定耐用年数の一部を経過	→	(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×0.2

※ 1 年未満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とします。

(5) 耐用年数が経過し償却済となった資産について

耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5/100となります。

(6) 大型特殊自動車について

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
		長さ	幅	高さ		
イ	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、ホイールハンマ、ダンパ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラルドキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.7 0m 以下	1.7 0m 以下	2.8 0m 以下	小型特殊自動車	対象外 (※1)
	左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15 km/時を超えるもの				大型特殊自動車	対象
	左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当しないもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	-	-	-	小型特殊自動車	対象外 (※1)
					左に掲げる自動車であって、最高速度 35 km/時以上のもの	大型特殊自動車
二	ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				大型特殊自動車	対象

※ 上表イに該当する自動車は、最高速度 15 km/時、長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8mの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産の対象です。上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度 35 km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産の対象です。農耕作業用トレーラについては、農耕作業用自動車に指定されたためロに該当する自動車になりました。

※1 小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となり、別途軽自動車税の申告が必要です。

(7) 家屋と償却資産の区分

建築設備のなかで、「家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているもの」は原則として家屋に含めて取り扱いますが、次のような設備は経理区分にかかわらず償却資産に該当しますので、漏れないよう申告してください。

※ 家屋とは一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものが存在し、土地に定着性がある構築物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものです。「家屋に含めるもの」であっても、特定の生産又は事業の用に供する設備は償却資産の申告の対象となります。

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外のテナント等がその事業の用に供するために取り付けたものは、下記の区分に係らず家屋に属する部分も含めて償却資産の申告の対象となります。

設備区分	償却資産として取り扱うもの	家屋に含めるもの (家屋と一体となっている)
電気設備	屋外配線、受変電設備、工業用変送電設備、動力配電設備、太陽光発電設備、蓄電池、LAN 設備一式、ネオンサイン、屋外照明設備など	屋内配線、屋内配管設備、スイッチ及びコンセント、火災報知設備、避雷設備、屋内照明設備など
空調設備	独立煙突及び煙道、ルームクーラー、パッケージ・エアークンディショナー（冷却塔及びダクト付きのものを除く）、扇風機・工業用送風装置など	家屋と一体の各種冷暖房設備、ダクト設備など
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、独立浄化槽、工業用水道など	ポンプ、配管、屋内排水管配管、貯湯槽
給湯設備	湯沸器、客書給湯器、局所式のボイラー付属器など	
ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具など	屋内支管、排水筒
消火設備	ホース、ノズル、各種消火器など	スプリンクラー設備、消火栓設備など
運搬設備	垂直搬送機、ベルトコンベアーなど	エレベーター、エスカレーター
サービス設備	厨房設備（造り付け家具を除く）、洗濯設備など	システムキッチン（造り付け）

(8) 国税との主な相違点について

項目	国税の取り扱い (法人税・所得税)	地方税の取り扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の基準日	事業年度制度(決算期日)	賦課期日制度(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	原則として、固定資産評価基準に定める減価率によります
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません

特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	金額にかかわらず、認められません
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価格の 100 分の 5
改良費	原則区分評価	区分評価 （改良を加えた資産と改良費を区別して評価）

※ 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入してください。

※ 法人税等の減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産は旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では取替資産等を除きすべて旧定率法で評価します。

4 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法（法人税等の旧定率法による償却率と同様）による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ ____ は、小数点第4位を四捨五入

※ 次年度以降の算出方法は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額 (1000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.5\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは宇土市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945

12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

5 その他の注意点

(1) 申告をされない場合や虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成18年度から地方税法第354条の2の規定により国税資料の閲覧が可能となりました。つきましては、閲覧した内容に基づき個別に確認させていただき、調査の結果により、賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、無申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行います。

(2) 実地調査へのご協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。